

# お知らせ なんたん

新南丹市  
電話 0771-68-0001

第62号(3の2)平成20年8月8日発行

## 「未成年心身障害者年金」を支給します

未成年の心身障がい者および保護者の負担軽減を図ることを目的に、助成金を支給します。(平成20年度から市民税非課税世帯のみ支給対象となりました)

**対象者** 市民税非課税世帯で、次の全てにあてはまる方

住居 平成20年4月1日現在において市内に3年以上居住

年齢 平成20年4月1日現在において20歳未満

障がいの範囲 身体障害者手帳1～2級か療育手帳所持者または日常生活を著しく制限されているか介護の必要がある方

**助成金額** 年額2万円

**申請方法** 社会福祉課・各支所健康福祉課で申請用紙をお渡ししますので、9月1日(月)までに下記へ提出してください。

申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL (0771) 68-0007  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 平成20年度南丹市戦没者追悼式を挙行します

先の大戦で尊い命を失われた数多くの戦没者の方々に追悼の誠をささげ、遺族を慰謝、激励するとともに、世界の恒久平和と郷土の豊かで活力ある発展を願い、戦没者追悼式を挙行します。なお、会場の都合上、参列者は南丹市遺族の内、各支部遺族会より代表者の方(450人)にご出席いただきますのでご了承ください。参列者のとりまとめについては各町遺族会でお世話になります。

**日時** 10月23日(木)午前10時開式

**式場** 京都府立口丹波勤労者福祉会館 **主催** 南丹市

問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL (0771) 68-0007  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 9月の母子保健事業日程表

9月の母子保健事業は下記のとおりです。

実施日	事業名	対象(月齢等)	場所
9月 1日(月)	母親教室(ヨガ・栄養)	妊婦	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
9月 5日(金)	9～10ヵ月児健診	平成19年11月生	
9月 8日(月)	2歳5ヵ月児健康相談	平成18年 3月生	
9月12日(金)	3～4ヵ月児健診	平成20年 5月生	
9月19日(金)	3歳5ヵ月児健診	平成17年 3月生	
9月24日(水)	離乳食教室	生後4ヵ月～1歳ごろの乳児と保護者	
9月25日(木)	1歳8ヵ月児健診	平成18年12月生	

対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

問合せ先 健康課 母子保健係 TEL (0771) 68-0016

## 児童手当の現況届 未提出の方へ

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日現在の状況を確認するため、現況届の提出が必要です。すでに現況届を提出いただくようお知らせしていますが、まだ提出されていない方は、子育て支援課または各支所健康福祉課まで、早急に提出してください。なお、この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

**届けに必要なもの**

・健康保険被保険者証等の写し(請求者が厚生年金等加入の場合に添付必要。国民年金に加入の方、年金未加入の方は不要) ・印鑑

平成20年1月1日現在、南丹市に住居登録されていない方は、前住所地の市区町村発行の平成20年度課税証明書(または児童手当用所得証明書)が必要です。

提出・問合せ先 子育て支援課 (0771) 68-0017  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 「在宅重度身体障害者介護者激励金」を支給します

重度身体障がい者を在宅で介護されている方を対象に、介護者の負担軽減を図ることを目的に激励金を支給します。(平成20年度から市民税非課税世帯のみ支給対象となりました)

**対象者** 市民税非課税世帯で、次の、両方にあてはまる方

重度身体障がいにより寝たきりの状態が6か月以上継続している20歳以上65歳未満の障がい者を介護している方。民生委員による確認が必要です。重度身体障がい者および介護者が、基準日(平成20年8月1日)に南丹市に在住。

ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、支給対象になりません。

- ・基準日において、施設に入所している場合
- ・基準日において、病院などに引き続き3か月以上入院している場合
- ・介護者または障がい者が、基準日の6か月以内に市外から転入された場合

**助成金額** 年額6万円

**申請方法** 社会福祉課・各支所健康福祉課で申請用紙をお渡ししますので、民生委員の証明を受けていただき、9月1日(月)までに下記へ提出してください。

申請・問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL (0771) 68-0007  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 長寿(後期高齢者)医療保険料の軽減割合が拡大されました

政府・与党において、長寿(後期高齢者)医療制度の円滑な運営のため保険料の負担軽減拡大や支払方法について議論され、特別対策を実施することが決定されました。これを受け、保険者である京都府後期高齢者医療広域連合において、特別対策に係る保険料の軽減割合の拡大等の実施について、臨時議会で議決され決定されました。この特別対策は次のとおりです。

平成20年度の保険料の均等割額が7割軽減されている世帯の方(7月中旬にお送りした平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書の保険料算定の基礎「軽減額」が31,577円の方)の軽減率が一律8.5割軽減となります。

**保険料の均等割額が、13,533円 6,600円になります**

平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書の「賦課のもととなる所得金額」が580,000円以下の方は、「所得割額」の半額が軽減されます。

上記の対象となる方には、保険料額の変更決定通知書等を8月中旬ごろにお送りさせていただきますのでご確認ください。

また、対象となられなかった方につきましても、納付書でお納めいただく方には、第2期以降の納付書をお送りさせていただきます。

**特別対策の一環として納付方法が変更できます**

長寿(後期高齢者)医療保険料について、特別徴収(年金からの天引き)で納めていただく方のうち、下記のいずれかの要件を満たす方は、国保医療課または各支所健康福祉課へ専用の「申出書」を提出していただくことにより、保険料の納付方法を特別徴収から口座振替(普通徴収)に変更して納めていただくことが可能になります。口座振替の手続きが金融機関において必要となりますので、事前に国保医療課または各支所健康福祉課へご相談ください。なお、申出書提出の時期により納付方法変更の時期が異なりますのでご了承ください。

国民健康保険の保険料を確実ににお支払いいただいていた方(被保険者本人)が、口座振替によりお支払いいただく場合。

被保険者の年金収入(非課税年金除く)が180万円未満であり世帯主または配偶者がいる方で、その世帯主(実質的な世帯主を含む)または配偶者が、被保険者の保険料を代わって口座振替によりお支払いいただく場合。

**社会保険料の控除について**

長寿(後期高齢者)医療制度において、保険料が特別徴収(年金からの天引き)の方は、この保険料の社会保険料控除が適用されるのは、年金の受給者自身(被保険者)となります。しかし、納付方法を特別徴収から口座振替(普通徴収)に変更していただくことにより、保険料を被保険者に代わって納めていただく世帯主(実質的な世帯主を含む)または配偶者の社会保険料控除として適用していただけます。

問合せ先 国保医療課 TEL(0771) 68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041